

解約合意書

賃貸人 高田 圭佑（以下、「甲」という。）と賃借人 竹の子 太郎（以下、「乙」という。）は、末尾表示の不動産（以下、「本物件」という。）について、以下の通り合意する。

（契約の解除）

第1条 甲及び乙は、乙より甲に対し 2015年9月16日付「解約通知書」による解約の意思表示が合った事を相互に確認し、2015年10月31日(以下、「解約日」という)を以て現契約を解約することに合意した。

（明渡し）

第2条 乙は解約日を以て本物件を甲に明渡しこととする

2 解約日以降、乙が本物件内に什器、備品、造作、その他の物品を残置した場合には、甲は、乙がそれらの所有権を放棄した者とみなし、これを任意に処分する事が出来る。この場合、かかる残置した造作等の撤去費用その他任意に処分した際の費用については、乙の負担とする。尚、乙は、これらが甲により任意に撤去処分されても、甲に対し何ら異議を申し立てる事は出来ないものとする。

（鍵の返却）

第3条 乙は、現契約に基づき貸与を受けていた本物件の鍵(その複製も含む)を。解約費を以て甲に対し返却するものとする。

（精算及び敷金の変換）

第4条 乙は、解約費までの水道光熱費等を、日割計算により甲の請求に基づき支払うものとする。

2 前項に定めるほか、解約日において原契約及び本書に基づく乙の甲に対する金銭債務がある場合は、甲はその一切を返還すべき敷金より控除し、それぞれの債務に充当することが出来るものとする。尚、乙の甲に対する金銭債務が敷金額を超過している場合には、乙は甲の請求に基づき当該超過分を甲が指定する方法により、甲に対して支払うものとする。

3 万一、乙が前項及び前々項に定める支払を所定の期日までに履行しなかった場合、乙は甲に対し、当該支払に、延滞金額に対する支払い期日の翌日から支払済みまでの年率14.6%の割合による遅延損害金を付して支払うものとする。

（規定外事項）

第5条 本合意書に定めのない事項については、原契約に従うものとする。

（確認事項）

第6条 甲及び乙は、本合意書に定めるほか、本物件の賃貸借に関し、甲乙間において何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

